

三重県立みえ四葉ヶ咲中学校プロモーション及び広報業務委託仕様書

1 業務名

三重県立みえ四葉ヶ咲中学校プロモーション及び広報業務委託

2 履行期間

契約締結日から令和7年（2025年）3月28日（金）まで

3 事業目的

三重県教育委員会は、令和7年4月に、夜間中学でもあり、学びの多様化学校（申請中）でもある「三重県立みえ四葉ヶ咲中学校（以下、「みえ四葉ヶ咲中学校」という。）」を津市に開校するため、準備を進めている。様々な理由で義務教育を終了せずに学齢期を経過した方や不登校などで十分な教育を受けられないまま中学校を卒業した方、日本の義務教育を受けることを希望する外国籍の方に、義務教育段階における学び直しの機会を提供することで、県民の「学びたい」というニーズに応え、それぞれの自己実現に向けた学びを支援する。

本事業における企画提案及び当該企画の推進により、より多くの県民に本中学校に関心を持っていただくとともに、入学対象者となり得る方へ必要な情報が届くよう、県内における認知度向上を目的とする。

4 事業概要

広告並びにみえ四葉ヶ咲中学校の周知、理解促進、生徒募集に関する企画及び制作、運営

（1）HPの作成、運用及び保守

みえ四葉ヶ咲中学校のHPを作成し、県教育委員会から発信する情報のほか、下記イベントの実施状況等、開校に向けた情報発信を随時行うこと（18回以上）。なお、サーバーについては、Google サイト又は県で用意するサーバーを使用することを想定している。また、当該HPには、少なくとも下記のカテゴリを設けること。詳細については、県教育委員会と協議するものとする。

- ・学校案内、生徒募集、イベント情報

（2）イベント等の企画、制作及び運営

幅広く県民に周知をする機会と、入学対象者となり得る方を対象としたイベントを、令和6年7月から令和7年3月までの期間に、10回程度実施すること。ただし、フォーラム1回を含む。

① フォーラムについて

（ア）時期 10月～11月

（イ）内容 劇団 Tokyo ハンバーグ「へたくそな字たち」の上映・講演

(ウ) 規模 200 人程度

(エ) その他 ・会場費、上映に係る費用及び講演に係る費用については、県が負担する。
・フォーラムの周知等は受託業者が実施すること。

② その他のイベントについて

(ア) 時期 7 月～3 月

(イ) 内容 ・幅広く県民に周知するイベント
・入学対象者となり得る方を対象としたイベント
(引きこもりや不登校経験者及びその家族、外国籍の方等)

(ウ) 規模 50～100 人程度

(エ) その他 ・会場費については、5 回程度は県が負担する。
・イベントの周知等は受託業者が実施すること。

(3) SNS、テレビ、ラジオ、新聞、雑誌や広告媒体を活用した広報

・新たに SNS を開設した場合は、令和 7 年 4 月以降も学校として発信できるようにすること。

(4) 学校案内パンフレット及び生徒募集チラシ等の企画及び制作

① 規格等

(ア) 学校案内パンフレット

A 3 二つ折り、両面カラー印刷で作成すること。ただし、表面は 4 色刷り、裏面は 2 色刷りとする。

(イ) 生徒募集チラシ

A 4 両面カラー印刷で作成すること。ただし、表面は 4 色刷り、裏面は 2 色刷りとする。

② 納品物

(ア) 学校案内パンフレット 20,000 部

(イ) 生徒募集チラシ 20,000 部

(ウ) 各データ 一式

③ 納入時期

令和 6 年 9 月末

④ その他

記載内容については、事前に県教育委員会と打合わせを行うこと。

※業務実施にあたっては、令和 6 年 9 月ごろに県教育委員会が選定する校章・マスコットキャラクターを活用すること。

※上記 3 の事業目的に資するよう適宜工夫すること。

5 実績報告

委託業務が完了したときは、「事業実績報告書」を令和7年3月28日までに紙ベース（1部）及び電子データ（ワード・エクセル形式。写真等の場合はPDFも可）を提出すること。

6 契約上限額

金 2,763,640 円（消費税及び地方消費税を含む。）

7 業務遂行体制

（1）業務担当者等

契約締結後、速やかに業務担当者及び補助員（後方支援者も含む）について、書面で報告すること。業務担当者及び補助員に変更・追加が発生する場合も同様とする。

（2）連絡体制

緊急時の連絡体制を確保し、連絡体制図（後方支援体制を含む）を提出すること。連絡体制に変更・追加が発生した場合も同様とする。

（3）その他

業務担当者及び作業員は、本県庁舎内等において業務を遂行する際は、社員証等の受託業務従事者であることが証明できるものを携帯すること。

8 特記事項等

（1）受託者は、業務執行に当たっては、総括責任者及び各業務行程別に責任者を定め、三重県に届出しなくてはならない。また、貸与する資料及び成果物等の管理に万全を期さなくてはならない。

（2）受託者は、貸与する各種資料については、紛失及び破損のないよう万全を期さなくてはならない。

（3）受託者は、貸与する各種資料及び物品については、本業務終了後、速やかに返納しなければならない。

（4）受託者は、業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を厳守しなければならない。

（5）受託者は、業務の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」（以下、「暴力団排除要綱」という。）に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下、「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

ア 断固として不当介入を拒否すること。

イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする事。

ウ 三重県に報告すること。

エ 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより行程、納期に遅れる等の被害が生じるおそれがある場合は、三重県と協議を行うこと。

（6）受託者が（5）のイ又はウの義務を怠ったときは、暴力団等排除要綱第7条の規定により三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じる。

（7）受託者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに県に報告し、県の指示に従うものとする。

9 その他

（1）事業進捗状況や業務内容等に関する県教育委員会との打合せについて、少なくとも月1回以上実施し、その他必要に応じて随時実施すること。

- (2) 本仕様書に定めのない事項及び不明な点が生じたときは、その都度県教育委員会と協議すること。